

クリングルファーマ株式会社  
定 款

2020 年 11 月 12 日改定

## 第1章 総 則

### 第1条（商号）

当社は、クリングルファーマ株式会社と称する。

英文では、K r i n g l e P h a r m a , I n c . と表示する。

### 第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 遺伝子治療医薬品に関する研究・開発・製造・売買及び輸出入
- (2) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、医療用試薬及び診断薬の研究・開発・製造・売買・輸出入及びこれらに関するコンサルティング事業
- (3) 医薬品の研究開発に関する受託及び委託
- (4) 前各号に附帯関連する一切の業務

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪府茨木市に置く。

### 第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告の方法による公告をすることができない又は著しく困難と認められる場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は 7,000,000 株とする。

#### 第7条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

#### 第8条（単元株式数）

当社の1単元の株式数は、100株とする。

#### 第9条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

#### 第11条（株式取扱規則）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

#### 第12条（基準日）

1. 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第 14 条（招集権者及び議長）

1. 当会社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第 16 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 17 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

### 第 4 章 取締役及び取締役会

#### 第 18 条（取締役の員数）

当会社の取締役は、7 名以内とする。

#### 第 19 条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 20 条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### 第 21 条（取締役の責任限定）

1. 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であつたものを含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

#### 第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。
2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

#### 第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。  
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

#### 第 25 条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただ

し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第 26 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### 第 27 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

### 第 5 章 監査役及び監査役会

#### 第 28 条（員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

#### 第 29 条（選任方法）

1. 監査役は株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

#### 第 30 条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

#### 第 31 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第 32 条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第 33 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### 第 34 条（監査役の責任限定）

1. 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

#### 第 35 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第 6 章 会 計 監 査 人

#### 第 36 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第 37 条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第 38 条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

#### 第 39 条（会計監査人の責任限定）

当社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第7章 計 算

### 第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

### 第41条（期末配当）

当会社は、毎年9月30日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行うことができる。

### 第42条（中間配当）

当会社は、毎年3月31日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。

### 第43条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。